

鎌田公認会計士事務所
税理士法人 鎌田総合事務所
公認会計士 鎌田直善
税理士 鎌田ふくみ

あんなに山のように積まれていた雪も消えて、気分はもう春です。
職員も2名増加しました。事務所全体が、パワーアップできるように、頑張っ
てまいります。よろしくお願いいたします。

函館の経済発展とその将来展望

公認会計士 鎌田 直善

先月号で、ここ数年の函館圏の経済動向は瞠目に値すると述べました。今月はこの点について考えてみたいと思います。

1. 我が国経済の将来展望

これからの日本では、高齢化に伴って、生産年齢人口が減っていきます。

$$\text{GDP} = \text{生産年齢人口} \times \text{一人当たり生産性}$$

なので、GDP全体も減少基調の社会になっていく恐れがあります。

一方で、近隣諸国である中国・台湾・韓国、東南アジア諸国の経済成長は目覚ましいものがあります。これからの日本経済の発展のためには、これらの国々の経済成長力を取り込むことが重要となると考えます。ところで、高い成長力を持つ近隣諸国の活力を取り込むのに、最も手近なのは観光客の誘致です。政府が、積極的に海外観光客の誘致に取り組んでいる理由のひとつでしょう。

2. 函館の可能性

いま日本で、海外観光客誘致を施策として考えるとき、首都圏を除けば（海外観光客の殆どは東京訪問客です）、函館は、全国でも最も有望な地域のひとつでしょう。また、小ぶりの地方都市であるだけに、投資効率も高いといえます。

首都圏の有力企業からみて、函館ブランドが、自らの事業展開に役立つのであれば、当然、函館への投資を考えるでしょう。実際、首都圏の有力企業が函館で新規事業を行う事例が増えています。

例えば、旧ホテルニュー函館の再開発、蔦谷書店が全国100地方都市での店舗展開の第1号店に函館を選んだこと、MUJIの本町でのオープン、また、豪華客船用の埠頭の整備などはその代表例でしょう。

着目していただきたいのは、これらの投資が、わが国がこれから取り入れるべき要素、すなわち、アジアの成長力を国内に取り込んで我が国の更なる発展を目指していくことに、まっすぐつながっていることです。函館にとっても、街の資源を最大限活用できる道でしょう。

函館といえば、経済不振の都市の代表のように思われてきた面があります。いわば、他に後れを取っていたランナーが、いきなり周回遅れでトップに躍り出てきたようなも

のです。

このようなときに大事なのは、函館の街を活用して事業をしようという有力企業に対して、彼らが事業を進めやすいように、いかに配慮できるか、つまり、我々函館の側の人間が、彼らに対して、ウェルカムの気持ちを持つことができるかだと思っています。

電子申告一部義務化と自署押印制度の廃止について スタッフ 中島 弓枝

平成 30 年度の税制改正により、電子申告が一部義務化される見通しです。

対象となるのは資本金 1 億円超の大法人で、平成 32 年 4 月 1 日以降開始事業年度からの法人税、消費税等の申告について e-Tax による電子申告が必須となります。

電子申告義務化の対象となる申告書は別表一から十九までの全てです。確定申告書に添付する貸借対照表や勘定科目内訳書、措置法等の特例を受ける際に添付が必要とされる適用額明細書等も、全て電子申告することになります。（ただし、法人税の添付書類の一部は光ディスクによる提出も可能です）

また、地方税においても国税と同様に、資本金 1 億円超の大法人について電子申告が義務化される予定です。対象は、法人住民税、法人事業税、地方消費税の申告書で、平成 32 年 4 月 1 日以降開始する事業年度から、eLTAX により提出することとなります。

これらの電子申告義務化に伴う「申告環境整備」として、

平成 30 年 4 月 1 日以後 終了事業年度より、代表者や経理責任者の自署押印制度が廃止されます。

現在、法人税の申告書では、会社代表者と経理責任者が自署押印をします。電子申告による場合には押印の代わりに、両者の電子申告証明書が必要です。このため、電子申告の際、経理責任者も電子申告証明書が格納されたマイナンバーカードを利用する必要がありますがありました。

今回の改正で経理責任者の自署押印が不要となり、代表者も記名、押印で済む為、会社代表者が法務局から商業登録に基づき取得した電子証明書等のみで電子申告が可能となります。

なお、代表者自署押印に代えて記名、経理責任者の署名押印不要となるのは、大法人に限らず、中小法人も対象となります。

また、電子申告に際して、税理士に委任する場合には、税理士の電子証明書のみで送信可能であるのは従来通りです。当事務所としては、皆様に電子申告を委任される場合には、申告書送信前に代表者にご確認いただくため、事前にご承諾印をいただいておりますが、この体制は今後も堅持する予定です。

詳細はスタッフにご照会下さい。

営業時間のお知らせ

土・日・祝日が定休日です。職員の勤務時間は 12 月～5 月の間は、18 時までです。よろしく願いいたします。

バックナンバーは、<http://www.kamada-cpa.jp/>でご覧いただけます。